

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置  
に関する政令案について  
(概要)

令和 7 年 1 0 月  
出入国在留管理庁  
総務省自治行政局  
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

## **第1 改正の趣旨**

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号。以下「入管法施行令」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成23年政令第420号。以下「入管特例法施行令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「番号利用法施行令」という。）、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成15年政令第408号。以下「公的個人認証法施行令」という。）等の規定の整備を行うなどするもの。

## **第2 改正の概要**

改正法による出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等の改正により、在留カード及び特別永住者証明書と個人番号カードを一体化した特定在留カード及び特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）を交付することができることとなるため、入管法施行令、入管特例法施行令、番号利用法施行令及び公的個人認証法施行令等を改正し、特定在留カード等の交付に伴う措置、特定在留カード等の交付に係る手数料の額、特定在留カード等の交付に係る市町村の事務を定めるほか、在留カード及び特別永住者証明書の交付に係る手数料の額を改めるなど所要の規定の整備を行うなどするものである。

## **第3 今後の予定**

施行期日：改正法の施行日（令和8年6月14日）